

医政発0325第7号
平成28年3月25日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

社会医療法人の認定要件の見直し及び認定が取り消された医療法人の
救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画について

昨年9月28日に公布された「医療法の一部を改正する法律」（平成27年法律第74号）により医療法(昭和23年法律第205号)が改正され、社会医療法人に関して、①認定要件について、一の都道府県において病院を開設し、それ以外の都道府県において診療所を開設する医療法人であって、当該病院及び当該診療所における医療の提供が一体的に行われていることなど一定の要件を満たすものは、当該診療所の所在地の都道府県においては救急医療等確保事業の実施を要しないこと、②認定を取り消された医療法人について、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画を作成し、その計画が適当である旨の都道府県知事の認定を受けた場合には、社会医療法人が実施できる収益業務を行うことができることとされ、本日公布された「医療法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（平成28年政令第81号）により、これらの改正については、本年9月1日（以下「施行日」という。）から施行することとされたところである。

これに伴い、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成28年政令第82号）及び「医療法施行規則の一部を改正する省令」（平成28年厚生労働省令第40号）が本日公布され、それぞれ施行日から施行することとされたところである。

これらの施行に合わせて、「社会医療法人の認定について」（平成20年医政発第0331008号厚生労働省医政局長通知）及び「「医療機関債」発行等のガイドラインについて」（平成16年医政発第1025003号厚生労働省医政局長通知）の一部を別添1及び別添2のとおり改正し、施行日から適用することとしたので、御了知の上、適正な運用に努められたい。

なお、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の認定を受けた医療法人の法人税法上の取扱い等については、別途通知する予定である。

(別添1)

○「社会医療法人の認定について」(平成20年医政発第0331008号)の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第2 社会医療法人の認定要件</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 救急医療等確保事業に係る業務の実施について(法第42条の2第1項第4号関係)</p> <p>(1) 当該医療法人が開設する病院又は診療所(当該医療法人が地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院又は診療所を含む。以下同じ。)のうち、1以上(2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、それぞれの都道府県で1以上<u>((2)に掲げる場合を除く。))</u>のものが、当該医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載された法第30条の4第2項第5号イからホまでに掲げるいずれかの事業(以下「救急医療等確保事業」という。)に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県において行っていること。</p> <p><u>(2) 2以上の都道府県において病院又は診療所を開設する医療法人のうち、1の都道府県においてのみ病院を開設し、かつ、当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める法第30条の4第2項第12号に規定する区域(以下「二次医療圏」という。)に隣接した当該都道府県以外の都道府県の医療計画において定める二次医療圏において</u></p>	<p>第2 社会医療法人の認定要件</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 救急医療等確保事業に係る業務の実施について(法第42条の2第1項第4号関係)</p> <p>(1) 当該医療法人が開設する病院又は診療所(当該医療法人が地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院又は診療所を含む。以下同じ。)のうち、1以上(2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、それぞれの都道府県で1以上)のものが、当該医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載された法第30条の4第2項第5号イからホまでに掲げるいずれかの事業(以下「救急医療等確保事業」という。)に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県において行っていること。</p>

診療所を開設する医療法人であって、当該病院及び当該診療所における医療の提供が一体的に行われているものとして次に掲げる基準に適合するものは、当該診療所の所在地の都道府県においては救急医療等確保事業の要件を満たすことを要しないこと。

① 当該病院及び当該診療所の所在地のそれぞれの都道府県の医療計画において、当該病院及び当該診療所の所在地を含む地域における医療提供体制に関する事項を定めていること。

② 当該医療法人の開設する全ての病院、診療所及び介護老人保健施設が、当該病院の所在地を含む二次医療圏及び当該二次医療圏に隣接した市町村（当該病院の所在地の都道府県以外の都道府県の市町村であり、特別区を含む。以下「隣接市町村」という。）に所在すること。

③ 当該医療法人の開設する全ての病院、診療所及び介護老人保健施設が相互に近接していること。

※ 「近接」とは、概ね10km圏内に所在し、自動車で移動する場合、概ね30分以内で到達が可能であるもの。

④ 当該病院が、その施設、設備、病床数その他の医療を提供する体制に照らして、当該診療所（隣接市町村に所在するものに限る。）における医療の提供について基幹的な役割を担っていること。

※ 「基幹的な役割を担う」とは、当該病院の病床数が当該診療所の病床数に比して10倍以上であり、かつ、患者がその状態に応じて、当該病院又は当該診療所の受診を容易に選択できる地理的環境にあるもの。

(3) (略)

5 (略)

6 公的な運営に関する要件について（法第42条の2第1項第6号関係）

(2) (略)

5 (略)

6 公的な運営に関する要件について（法第42条の2第1項第6号関係）

(1) (略)

(2) 医療法人の事業について(規則第30条の35の3第1項第2号関係)

- ① 社会保険診療(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。)の場合に限る。)を含む。)、健康増進法(平成14年法律第103号)第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。以下同じ。)に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。))及び助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)に係る収入金額(1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。)の合計額が、全収入金額(損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業収益の合計額をいう。)の100分の80を超えること。(この場合において、規則第30条の35の3第1項第2号イの判定に当たっては、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく保険給付に係る収入金額の一部等も社会保険診療に係る収入に含まれることに留意すること。)

なお、健康増進事業に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

イ～ヌ (略)

(1) (略)

(2) 医療法人の事業について(規則第30条の35の2第1項第2号関係)

- ① 社会保険診療(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。)の場合に限る。)を含む。)、健康増進法(平成14年法律第103号)第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。以下同じ。)に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。))及び助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)に係る収入金額(1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。)の合計額が、全収入金額(損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業収益の合計額をいう。)の100分の80を超えること。

なお、健康増進事業に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

イ～ヌ (略)

② 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

なお、社会保険診療報酬と同一の基準とは、次に掲げるもののほか、その法人の診療報酬の額が診療報酬の算定方法に関する厚生労働省告示の別表に掲げる療養について、同告示及び健康保険法の施行に関する諸通達の定める所により算定した額程度以下であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。

イ～ロ （略）

③ （略）

7～8 （略）

第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項

1～2 （略）

3 社会医療法人の名称の登記

(1) （略）

(2) (1)により名称の変更について変更の登記をしたときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出るものとする（医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「令」という。）第5条の12参照）。

(3) （略）

4～5 （略）

6 社会医療法人の認定を取り消された医療法人の救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の認定等

(1) 社会医療法人の認定を取り消された医療法人のうち、次に掲げる事

② 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

なお、社会保険診療報酬と同一の基準とは、次に掲げるもののほか、その法人の診療報酬の額が診療報酬の算定方法に関する厚生労働省告示の別表に掲げる療養について、同告示及び健康保険法の施行に関する諸通達の定める所により算定した額以下であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。

イ～ロ （略）

③ （略）

7～8 （略）

第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項

1～5 （略）

3 社会医療法人の名称の登記

(1) （略）

(2) (1)により名称の変更について変更の登記をしたときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出るものとする（医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の12参照）。

(3) （略）

4～5 （略）

（新設）

項に該当するものは、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出し、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができること。

① 社会医療法人の認定を取り消された事由が、法第42条の2第1項第5号ハに掲げる要件（救急医療等確保事業に係る業務の実績）を欠くに至ったことであって、当該要件を欠くに至ったことが天災、人口の著しい減少その他の当該医療法人の責めに帰することができないやむを得ない事情があると都道府県知事が認めるものであること。

② 法第42条の2第1項各号（第5号ハを除く。）に掲げる要件に該当するものであること。

(2) 実施計画の認定を受けようとする医療法人は、次に掲げる書類を提出すること。

① 認定申請書 別添7

② 実施計画 別添8（規則第30条の36の3第1項の様式第1の3）

③ 第3の1の(1)の①の「社会医療法人の認定申請等関係書類」のうち当該医療法人が法第42条の2第1項第1号から第6号まで（第5号ハを除く。）に掲げる要件に該当することを証する書類

④ 当該医療法人の定款又は寄附行為の写し

(3) 都道府県知事は、実施計画が次に掲げる事項のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をすることができること（実施計画認定書別添9）。認定に当たっては、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を

聴かなければならないこと。

① 当該医療法人が、法第42条の2第1項各号（第5号ハを除く。）
に掲げる要件に該当すること。

② 実施計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の整備がその実施期間において確実に行われると見込まれるものであること。

③ 実施計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務が、当該実施期間にわたり継続して行われると見込まれるものであること。

(4) 実施計画の認定を受けた医療法人は、法第42条の2第1項及び第3項の規定の例により収益業務を行うことができること。

(5) 実施計画の認定を受けた医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次の書類を都道府県知事に提出しなければならないこと。

① 実施計画の実施状況報告書 別添10（規則第30条の36の9第1項の様式第1の4）

② 第3の1の(1)の①の「社会医療法人の認定申請等関係書類」のうち当該医療法人が法第42条の2第1項第1号から第6号まで（第5号ハを除く。）に掲げる要件に該当することを証する書類

(6) (5)の規定にかかわらず、実施計画の認定を受けた医療法人は、次に掲げる会計年度においては、次に定める日後3月以内に、実施状況報告書を都道府県知事に提出しなければならないこと。

① 実施計画の認定が取り消された日の属する会計年度 当該取り消された日

② 実施計画に記載された実施期間の終了又は社会医療法人の認定を

受けたことにより、実施計画の認定の効力を失った日の属する会計年度 当該効力を失った日

(7) 実施計画の認定を受けた医療法人は、その認定に係る実施計画を変更しようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書（実施計画変更認定申請書 別添 1 1）に変更後の実施計画を添えて、都道府県知事に提出し、その認定を受けなければならないこと。

(8) 都道府県知事は、実施計画の認定を受けた医療法人が令第5条の5の6第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、必要に応じ、速やかに法第63条の規定による医療法人の事務所への立入検査又は法第64条の規定による医療法人に対する改善命令を発出した上で、令第5条の5の6第1項の規定により実施計画の認定を取り消し（実施計画認定取消書 別添 1 2）、収益業務の全部の停止を命ずること。取り消しに当たっては、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。

(9) 実施計画の認定を受けた医療法人が、社会医療法人の認定を受けた場合には、実施計画の認定は、社会医療法人の認定を受けた日から将来に向かってその効力を失うこと。

(10) 実施計画の認定を受けた医療法人は、分割することはできないこと。

(1)～(3) (略)

(4) 附帯業務及び収益業務の実施について

定款又は寄附行為に定めのない業務を行うことは法令に違反する事実となるため、新たに法第42条各号に掲げる業務及び同法第42条の2第1項又は法第42条の3第2項に規定する収益業務を行う場合にあつては、定款又は寄附行為の変更等の手続きに遺漏がないよう留意するものであること。(以下略)

(5) 収益業務の区分経理について

社会医療法人又は実施計画の認定を受けた医療法人が収益業務を行う場合にあつては、収益業務から生ずる所得に関する経理と収益業務以外の業務から生ずる所得に関する経理とをそれぞれ区分して行わなければならないものとする。 (以下略)

(6)～(7) (略)

別添1、2 (略)

別表1

別表2

別添3～6 (略)

別添7

別添8

別添9

別添10

別添11

別添12

(1)～(3) (略)

(4) 附帯業務及び収益業務の実施について

定款又は寄附行為に定めのない業務を行うことは法令に違反する事実となるため、新たに法第42条各号に掲げる業務及び同法第42条の2第1項に規定する収益業務を行う場合にあつては、定款又は寄附行為の変更等の手続きに遺漏がないよう留意するものであること。(以下略)

(5) 収益業務の区分経理について

社会医療法人が収益業務を行う場合にあつては、収益業務から生ずる所得に関する経理と収益業務以外の業務から生ずる所得に関する経理とをそれぞれ区分して行わなければならないものとする。 (以下略)

(6)～(7) (略)

別添1、2 (略)

別表

(新設)

別添3～6 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)